

自動車関係諸税の抜本改革についての意見書

世界経済においては、米中の輸出品関税引き上げが、さながら貿易戦争に発展しつつあり、その影響は、我が国の自動車業界が最も打撃を受けることとなる。

自動車産業を取り巻く状況は、AI、IoT など新技術・情報化の中で大転換の時代を迎え、生き残りをかけたグローバル競争激化の中にあつて、国内市場は低迷を続け極めて厳しい状況にある。

そのような中、2019年10月に消費税10%への増税が実施される。過去の増税において若干の駆け込み需要もあったが、自動車の販売台数は低迷の一途をたどっている状況であり、このことは、地方財源の減収を突きつけられていることに他ならない。

更に地方にとって必需品である自動車の増税は、国民負担増による国内市場の縮小・低迷に拍車をかけることにつながる。

そこで、自動車関係諸税の抜本改革を実現することが、裾野の広い自動車産業の活性化と日本経済の回復、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長、ユーザーである国民負担の軽減と移動の自由の確保に寄与するものと確信する。

以上により、平成31年度改正において、政府におかれては自動車関係諸税の抜本的な見直しを下記のとおり実行されるよう、強く要望する。

記

1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減

- (1)自動車重量税の当分の間税率を廃止すること
- (2)自動車税・軽自動車税(四輪車等・二輪車)の負担軽減措置を講ずること
- (3)環境性能割は、環境変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること

2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減

- (1)「当分の間として措置される税率」を廃止すること
- (2)複雑な燃料課税を簡素化すること
- (3)タックス・オン・タックスを解消すること

3 2019年4月以降期限切れを迎える各種税措置については、2019年10月までの間、延長すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月25日

豊田市議会